

米軍関連施設で働いたことのある方およびご家族の方へ ＜石綿による健康被害の救済について＞

石綿による疾病は、数十年前の仕事でも発症します。

過去に、米軍関連施設で働いたことのある方は、石綿（アスベスト）にさらされる作業に従事した可能性があります。

◆石綿による疾病と認定された場合、労災保険制度または石綿健康被害救済制度による給付を受けられる場合があります。

●石綿が原因で病気になった場合の給付内容

	労災保険給付	特別遺族給付金	救済給付
支給対象者	①沖縄復帰後に米軍関連施設で働いていたことが原因で石綿による疾病を発症した方（本人） ②上記の遺族の方	米軍関連施設で働いていたことが原因で石綿による疾病を発症した方（本人）が令和8年3月26日までに亡くなった場合のご遺族であって、亡くなってから5年を経過した方。	①沖縄復帰前に米軍関連施設で働いていたことが原因で石綿による疾病を発症した方（本人） ②上記の遺族の方
給付内容（※）	①本人の方 ・療養補償給付 ・休業補償給付 ②遺族の方 ・遺族補償給付 など	・特別遺族年金（原則240万円/年） ・特別遺族一時金（1200万円）	①本人の方 ・医療費（自己負担分） ・療養手当（約10万円/月） ②遺族の方 ・特別遺族弔慰金
請求期限	給付内容により異なります。 ※遺族補償給付の請求権はご本人が亡くなった日の翌日から5年以内。	令和14年3月27日	給付の種類、対象疾病、死亡時期により異なります。

※給付内容は個別具体的な事情により変わりますので、ご留意下さい。

◆お心当たりのある方は、以下の機関にご相談ください。

- ・ 沖縄労働局労働基準部労災補償課
TEL 098-868-3559
- ・ 各労働基準監督署
那覇 TEL 098-868-8040
名護 TEL 0980-52-2691
八重山 TEL 0980-82-2344
- 沖繩 TEL 098-916-6335
電話80712-2303

- ・ 独立行政法人 環境再生保全機構
TEL（フリーダイヤル）0120-389-931



